

諮 問 事 項

1. 国民健康保険料の産前産後期間の免除措置について

国民健康保険法施行令の改正に準じ、国民健康保険出産被保険者の産前産後期間における国民健康保険料の免除について、次のとおり改正する

- (1) 国民健康保険に加入している出産する予定の被保険者又は出産した被保険者がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する所得割額及び均等割額を免除する。
- (2) 出産被保険者の出産の予定日の属する月の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る所得割額及び均等割額を免除する。

2. 京都地方税機構へ国民健康保険料の滞納整理業務を移管することについて

近年、医療の進歩や被保険者の減少に伴い、小規模保険者では、高額な医療費の発生により、保険料が急激に上昇するリスクが年々高まっていることから、国保の安定的な財政運営のため、国と京都府は都道府県単位での保険料水準の統一に向けた取組を推進している。

また、国においては税部門との連携等による収納対策の強化や市町村が担う事務の効率化・広域化を進めるため、保険料の滞納整理業務を地方税機構へ移管するよう推進している。

京都府においても、市町村域を越えた対応が可能になることや専門的知識を有する職員による一体的な債権確保、スケールメリットを生かした徴税コスト削減や適性・確実な徴収が期待できることから、地方税機構への移管を推進している。

本市も、保険料水準の統一に向けた準備の1つとして、また収納対策の強化や事務の効率化・広域化に資するため、保険料の滞納整理事務を京都地方税機構に移管する。